

**L A N型通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新
目次 第1章 ～ (略) 第2章 第3章 契約 第1節 ～ (略) 第3節 第4節 第4種サービスに係る契約 第25条の13 契約の単位 第25条の14 基本契約期間 第25条の15 通信パスの増設又は廃止 第25条の16 <u>通信パスの移転</u> 第25条の17 その他の提供条件 第5節 (略) 第4章 ～ (略) 第12章	目次 第1章 ～ (略) 第2章 第3章 契約 第1節 ～ (略) 第3節 第4節 第4種サービスに係る契約 第25条の13 契約の単位 <u>第25条の13の2 契約申込</u> 第25条の14 基本契約期間 第25条の15 通信パスの増設又は廃止 第25条の16 <u>削除</u> 第25条の17 その他の提供条件 第5節 (略) 第4章 ～ (略) 第12章
(契約の単位) 第25条の13 (略) (基本契約期間) 第25条の14 (略) (通信パスの増設又は廃止) 第25条の15 契約者は、通信パスの増設又は廃止の請求をすることができます。 <u>2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</u> <u>(通信パスの移転)</u> 第25条の16 契約者は、通信パスの移転の請求をすることができます。 <u>2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</u>	(契約の単位) 第25条の13 (略) <u>(契約申込)</u> <u>第25条の13の2 第4種サービスに係るL A N型通信網契約は、新たに申込むことができません。</u> (基本契約期間) 第25条の14 (略) (通信パスの増設又は廃止) 第25条の15 契約者は、通信パスの増設の請求をすることができません。 <u>2 契約者は、通信パスの廃止の請求をすることができます。</u> 第25条の16 <u>削除</u>

新旧対照

旧	新												
(その他の提供条件) 第25条の17 契約の種別、共同L A N型通信網契約、契約者回線の終端、L A N型通信網サービス区域、収容L A N型通信網サービス取扱所、<u>契約申込の方法、契約申込の承諾、契約者数の変更、品目等の変更、契約者回線の増設又は廃止、契約者回線の移転、契約者回線の異経路、</u>その他の契約内容の変更、契約者回線の利用の一時中断、利用権の譲渡、契約者が行うL A N型通信網契約の解除及び当社が行うL A N型通信網契約の解除については、第3種サービスのプラン2の場合に準ずるものとします。 <u>2 前項</u>に規定するほか、第4種サービスに係るL A N型通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。	(その他の提供条件) 第25条の17 契約の種別、共同L A N型通信網契約、契約者回線の終端、L A N型通信網サービス区域、収容L A N型通信網サービス取扱所、契約者数の変更、契約者回線の廃止、その他の契約内容の変更、契約者回線の利用の一時中断、利用権の譲渡、契約者が行うL A N型通信網契約の解除及び当社が行うL A N型通信網契約の解除については、第3種サービスのプラン2の場合に準ずるものとします。 <u>2 契約者は、品目等の変更、契約者回線の増設、契約者回線の移転及び契約者回線の異経路の請求をすることができません。</u> <u>3 前2項</u>に規定するほか、第4種サービスに係るL A N型通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。												
料金表 通則 (略) 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。) 第1類 利用料金 第1 ～ (略) 第3 第4 第4種サービスに関するもの 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(3)</td><td></td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ (略)	(略)	(3)		料金表 通則 (略) 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。) 第1類 利用料金 第1 ～ (略) 第3 第4 第4種サービスに関するもの 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(3)</td><td></td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ (略)	(略)	(3)	
区 分	内 容												
(1) ～ (略)	(略)												
(3)													
区 分	内 容												
(1) ～ (略)	(略)												
(3)													

新旧対照

旧		新	
(4) 基本契約期間内にL A N型通信網契約の解除等があった場合の料金の適用	ア (略) イ (略) ウ 契約者は、基本契約期間内に第4種サービスの契約者回線の品目若しくは通信パスの品目の変更、契約者回線若しくは通信パスの廃止若しくは移転又はその他の契約内容の変更があった場合は、変更前の契約者回線及び通信パスそれぞれの利用料金の額（長期継続利用に係るものについては、(5)のアに規定する減額後の額とします。）から、変更後の契約者回線及び通信パスの利用料金のそれぞれの額（長期継続利用に係るものについては、(5)のアに規定する減額後の額とします。）を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。 エ イ又はウの場合に、その契約者回線の設置場所において、契約者回線若しくは通信パスの新設若しくは廃止、L A N型通信網契約の解除又はその他契約内容の変更を同時に行うときの残額の算定は、同時に行う新設の契約者回線及び通信パスに係る利用料金をそれぞれ合算して行います。	(4) 基本契約期間内にL A N型通信網契約の解除等があった場合の料金の適用	ア (略) イ (略) ウ 契約者は、基本契約期間内に第4種サービスの契約者回線若しくは通信パスの廃止又はその他の契約内容の変更があった場合は、変更前の契約者回線及び通信パスそれぞれの利用料金の額（長期継続利用に係るものについては、(5)のアに規定する減額後の額とします。）から、変更後の契約者回線及び通信パスの利用料金のそれぞれの額（長期継続利用に係るものについては、(5)のアに規定する減額後の額とします。）を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。 エ イ又はウの場合に、その契約者回線の設置場所において、契約者回線若しくは通信パスの廃止、L A N型通信網契約の解除又はその他契約内容の変更を同時に行うときの残額の算定は、同時に行う新設の契約者回線及び通信パスに係る利用料金をそれぞれ合算して行います。
	(5) 長期継続利用に係る利用料金の適用 ア 当社は、<u>L A N型通信網契約者からそのL A N型通信網契約について、次表に定める期間の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2－1－2（加算料）を除きます。この場合において、この表の(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表に規定する種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</u> (略) イ 長期継続利用に係る利用料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（<u>L A N型通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その第4種サービスの提供を開始した日</u>）から適用します。 ウ ～ オ (略)		(5) 長期継続利用に係る利用料金の適用 ア 当社は、次表に定める種類の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）が選択されているL A N型通信網契約については、その継続して利用する期間における利用料金については、2（料金額）に規定する利用料金の額（2－1－2（加算料）を除きます。この場合において、この表の(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。 (略) イ 長期継続利用に係る利用料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日から適用します。 ウ ～ オ (略)

新旧対照

旧		新	
	カ <u>長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の 変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前 の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行う ことができます。</u> キ <u>カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変 更後の種類の長期継続利用の利用料金については、その種類 の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更 後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種 類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出し ます。</u> ク ～ （略） コ		カ <u>長期継続利用の新たな申出及び長期継続利用期間の中途 における長期継続利用の種類の変更については、行うことが できません。</u> キ 削除 ク ～ （略） コ
(6) ～ （略） (15)	（略）	(6) ～ （略） (15)	（略）
		附 則（令和 7 年 9 月 30 日東経営第 000200000698 号） この改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。	